

入間市国民健康保険に関する規則の一部を改正する規則について

健康保険法施行令等の一部を改正する政令及び健康保険法施行規則等の一部を改正する省令により、国民健康保険法施行規則について所要の改正が行われ、平成 27 年 1 月 1 日から施行されました。これに伴い、入間市国民健康保険に関する規則について、所要の改正をするものです。

改正内容については、療養病床に入院する 65 歳以上の方の介護保険との負担均衡を図るため、食費と居住費の標準負担額（生活療養標準負担額）を定め、事前に減額認定証を交付することにより被保険者の負担を軽減するものです。

※ 改正の時期については、報告事項④の番号法の施行に伴う関係規則の改正についてと併せて改正します。なお、改正するまでの間においても、この改正規定については現行の規定を読み替えて適用するため、問題は生じません。

○ 食事療養標準負担額・生活療養標準負担額

所得区分	一般病床入院時の食事療養標準負担額 (1食あたり)	療養病床入院時の生活療養標準負担額 (食費+居住費) ※65歳以上
70歳未満一般 70歳以上一般・現役並み 所得者	260円	入院時生活療養(Ⅰ)を算定する病院等の場合 460円/食+320円/日
		入院時生活療養(Ⅱ)を算定する病院等の場合 420円/食+320円/日
70歳未満住民税非課税 70歳以上低所得者Ⅱ	過去12か月の入院日数が90日まで 210円	210円/食+320円/日
	過去12か月の入院日数が91日以降 160円	
70歳以上低所得者Ⅰ	100円	130円/食+320円/日

※ 70歳以上低所得者Ⅱ：世帯主及び国保加入者の住民税が非課税

※ 70歳以上低所得者Ⅰ：世帯主及び国保加入者の住民税が非課税で年金収入が80万以下等

※ 療養病床とは、長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるためのもの